

令和7年第10回玉名市農業委員会総会議事録

令和7年9月5日（金）午後2時 玉名市役所 4階 第2委員会室

1. 本日の出席農業委員は、次のとおりである。

1番	下川 安	2番	高田 優子	3番	村上 孝夫	5番	坂本 正敏
6番	小山 包昭	7番	東 英治	8番	本田 多美子	9番	上田 龍介
10番	西依 雅孝	11番	村上 孝	12番	植田 勝登	14番	宮永 義一
15番	上土井 幸治	16番	古田 知明	17番	池田 秀昭	18番	後藤 雄一
19番	坂門 聡一						

2. 本日の欠席農業委員は、次のとおりである。

4番 梅田 政次郎 13番 高本 昌揮

3. 本日の出席農地利用最適化推進委員は、次のとおりである。

推1	水本 信之	推2	岡田 正治	推3	佐藤 浩光	推4	竹下 祐一
推5	小山 高廣	推6	縄田 伊知郎	推7	関 幸次郎	推8	荒木 雄二
推10	徳山 幸博	推11	柴尾 覚	推12	森尾 由成	推13	美崎 毅
推14	島村 和久	推15	大家 保	推16	今上 隆	推17	坂口 春義
推18	中村 輝美	推19	丸山 和則				

4. 本日の欠席農地利用最適化推進委員は、次のとおりである。

推9 平野 雅久

5. 説明のために出席した職員は、次のとおりである。

局長	西山 美和	次長	棚木 章文	係長	稲生 優一	主任	村上 寛子
主事	山口 遥大	会計年度任用職員	瀧石 修	会計年度任用職員	堀 春美		

6. 議事参与が制限された委員数は、次のとおりである。

0名

議 題

第51号 農地法第3条の規定による許可申請について
第52号 農地法第4条の規定による許可申請について
第53号 農地法第5条の規定による許可申請について
第54号 農用地利用集積等促進計画の意見決定について
第55号 農用地利用集積等促進計画（配分）の意見決定について
第56号 農地中間管理機構による農用地の買入協議について

報 告

第22号 農地の賃貸借及び使用貸借解約通知書について（18条）

1. 開 会

○事務局長（西山美和君） それでは、定刻になりましたので、始めます。本日は、農業委員総数19名のうち17名御出席で、梅田委員、高本委員から欠席の届出がっております。

また、最適化推進委員は、総数19名のうち18名が御出席で平野委員から欠席の届出がっております。

玉名市農業委員会会議規則第7条の規定により、会議は成立しておりますので、ただいまより、令和7年第10回玉名市農業委員会総会を開会いたします。

-----○-----

2. 会長挨拶

○事務局長（西山美和君） まず、下川会長より御挨拶をいただきまして、引き続き、会議規則第5条の規定により議長をお願いし、議事の進行をお願いいたします。

○会長（下川 安君） それでは、皆さんこんにちは。本日、総会ということで、お暑い中お集まりをいただきましてありがとうございます。

まずは、先月ですかね、県内で記録的な豪雨がありました。それにより、被害を受けられた方には、心よりお見舞い申し上げます。また、被害地域の早い復旧と皆様の行末の安寧をお祈り申し上げます。皆様のところは、どうでしたでしょうか。結構農地の低いところは、ほとんど浸水したかなというような情報を聞いております。皆様のところも大変だったかなと思います。

本当に最近は、異常気象によって、猛暑だったりゲリラ豪雨・干ばつ、今回のような線状降水帯ができるような、今日も線状降水帯が静岡でできていました。台風も日本のすぐ近くで発生して、すぐやってくるというような、そういうふうには何か気象状況が色々変わってきています。これから、どんなふうになってくるかなあというような考えもありますけど、自然の現象なので私たちがどうすることもできませんけども、それにしても何か思いもありますけども、気象状況がもうちょっと平穏になればなあと思っています。

それから先日、県立劇場で農地利用最適化推進大会がありました。参加いただいた皆さん大変お疲れさまでした。ありがとうございました。引き続いて、意見交換会ということで、懇親会も開催させていただきました。今年は皆様と話をしたなど、できたかなと思います。研修会の内容は、地域計画のブラッシュアップとかそういう話がございました。玉名市も地域計画が策定してあります。策定してあるので、それを少しでも前に進めていくというのが、これから私たちの地域での活動かなと思いますので、よろしく申し上げます。

この間、話にもありましたが、玉名市の地域計画はどがんとやという話がちらっ

とありましたけども、皆さんのところで地域計画を作る時に、それぞれの地域で計画書はお配りしてあるかと思えます。それから、地図もそれぞれに見て、こういうことを議案にしようということで、話し合いがされたと思えます。あとでちょっと、事務局の方から地域計画についてお話がありまして、玉名市の方も11月にまた、ブラッシュアップした地域計画ができるそうなので、またその時には、皆さんにお示しできればなというような話を午前中しました。そういうことで、よろしく願いしたいと思えます。

そういうことで、審議の方に入らせていただきます。よろしく願いします。

-----○-----

3. 議事録署名委員指名

○議長（下川 安君） それでは、早速議事に入りたいと思えます。本日は議第51号から56号までの55件の議案審議、それから報告第22号の21件の報告があります。皆様方の慎重な御審議をどうぞよろしく願いします。

本日の議事録署名委員は、委員番号15番の上土井幸治委員と16番の古田知明委員をお願いいたします。よろしく願いします。

なお、委員各位、事務局におかれましては、個人情報等発言には十分御注意を願いたいと思えます。発言の際は、委員番号及び氏名を述べた上で発言をいただきますようよろしく願いします。あわせて、採決の際には、議決権のある農業委員のみの挙手をお願いいたします。

-----○-----

4. 議 事

○議長（下川 安君） それでは、はじめに議第51号農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。件数は10件です。

それでは、事務局より説明を願います。

○事務局長（西山美和君） 議案1ページをお願いいたします。

議第51号農地法第3条の規定による許可申請について。農地法第3条第1項の規定による下記農地の所有権移転及び使用収益権設定許可申請について許可するものとする。令和7年9月5日提出、玉名市農業委員会会長、下川 安。

1番、築地と松木の申請人で、築地の田207㎡のうち3.3㎡を分譲地4区画の排水施設として使用するため、地役権を設定するものであり、例外的に許可は可能となっております。

2番、大浜町の申請人で、大浜町の田2,660㎡外1筆、計4,452㎡を子へ贈与するものです。

3番、青野の申請人で、青野の田1,103㎡外1筆、計1,706㎡を子へ贈与

するものです。

4番、横浜市泉区と寺田の申請人で、寺田の畑1,311㎡を労力不足と相手方の要望のため贈与するものです。

5番、山鹿市と玉名の申請人で、玉名の畑241㎡を労力不足と相手方の要望のため贈与するものです。

6番、津留の申請人で、津留の畑560㎡を労力不足と相手方の要望のため売買するものです。

7番、福岡市東区と下小田の申請人で、上小田の畑815㎡外1筆、計1,339㎡を労力不足と相手方の要望のため売買するものです。

8番、築地と岱明町の申請人で、岱明町の田400㎡を労力不足と相手方の要望のため贈与するものです。

9番、横島町の申請人で、横島町の田688㎡を労力不足と経営拡張のため売買するものです。

10番、天水町の申請人で、天水町の田911㎡を労力不足と経営拡張のため売買するものです。

以上10件、合計11,611.3㎡につきまして、農地法第3条第2項の但し書、また、農地法第3条第2項各号の禁止規定から、申請内容を審査し、不許可の例外に該当するもの、また、取得後の全ての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係も問題がないことから、許可要件の全てを満たしているものと判断し、御提案しております。

また、9月1日、9月2日に地元委員同道の上、現地調査も行っております。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（下川 安君） はい、事務局の説明が終わりましたので、受付番号1番から委員の説明をお願いいたします。また、連続して説明される場合は、続けてよろしく申し上げます。

それでは、1番をお願いします。

○3番（村上孝夫君） 農業委員3番、村上です。1番の案件について説明します。

申請地は、寿司屋のお隣にあります。面積が207㎡のうちの3.3㎡です。被設定者と設定者の申請理由は、分譲地4区画の排水施設として使用するためです。備考として、地役権設定をしています。

現地調査した結果、何ら問題ないと思います。御審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。

続きまして、2番をお願いいたします。

○5番（坂本正敏君） 農業委員5番、坂本です。2番の案件について御説明します。

これは、親から子へ贈与するものでありますが、私、本人と全く面識がなかったので、事前調査を行いまして、トラクター、田植機、軽トラックを確認しました。

何の問題もなく、御審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。

続きまして、3番をお願いいたします。

○推6番（縄田伊知郎君） 推進委員6番、縄田です。3番の案件について説明いたします。

譲渡人と譲受人は親子関係であり、子へ贈与になります。場所は、地元スーパーから北東に500mほど行った場所で、譲り受けられたあとは、水稻の作付けをされるそうです。

現地調査の結果、何ら問題ないと判断いたします。以上です。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。

続きまして、4番をお願いいたします。

○8番（本田多美子君） 農業委員8番、本田です。4番の案件について説明します。

譲渡人は横浜在住で労力不足、譲受人は相手方の要望です。譲受人は自作地もあり、管理機、草刈り機等を所有されており、許可相当と判断します。

御審議のほどよろしく申し上げます

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。

続きまして、5番、6番は同じ委員さんです。よろしく申し上げます。

○推8番（荒木雄二君） 推進委員番号8番、荒木です。5番の案件について説明します。

申請地は、地元の公民館近くにある住宅の中にある、農地241㎡の畑です。譲渡人は、労力不足、高齢のため耕作困難、譲受人は、相手方の要望、作付け予定作物として、ジャガイモを予定されています。農作業に必要な農機具も所有され、隣接地の畑も管理されています。

続きまして、6番の案件について説明します。

申請地は、木葉川にかかる橋から南の山側に上っている、玉名広域農道近くにある560㎡の畑です。譲渡人、労力不足、譲受人、相手方の要望、作付け予定作物として、麦・大豆を予定されています。農作業に必要な農機具も所有され、隣接地の畑も管理されています。

9月2日、現地調査した結果、特に問題はないと思います。審議のほどよろしく申し上げます。以上です。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。

続きまして、7番をお願いいたします。

○推7番（関 幸次郎君） 推進委員7番の関でございます。7番の案件について説明いたします。

申請地は、旧公立小学校の西側に広がります畑地帯で、今回の申請は、畑2筆、面積が815㎡と524㎡が申請されています。譲渡人は、県外在住で労力不足という形になっておりまして、あと譲受人が申請地区内で専業農家をして耕作されております。家族経営内容や従業員等に関しましても、問題はないと思います。規模拡大中でありますので、その辺をよろしくお願ひしたいと思ひます。以上です。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。

続きまして、8番をお願いいたします。

○推11番（柴尾 覚君） 推進委員11番、柴尾です。8番の案件について説明します。

申請地は、玉名大野下線沿いの地区公民館より西の方へ500m進んだところです。そこに、田400㎡があります。譲渡人は労力不足、譲受人は相手方の要望で贈与になります。もらったあとは、米を作るそうです。譲受人は、全て農業機械はそろっています。

以上、現地調査した結果、特に問題ないと思ひますので、御審議のほどよろしくお願ひします。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。

続きまして、9番をお願いいたします。

○15番（上土井幸治君） 15番、上土井です。

譲渡人、譲受人ともに町内の方で、横島町横島八番開東割六ノ切の田688㎡の土地1筆を、労力不足、経営拡張のため売買するものです。

譲受人は、この土地に水稻を作付けされるということで、トラクターや田植機などの機械も所有されており、現地調査を行いました。何ら問題はありませんでした。

御審議のほどよろしくお願ひします。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。

続きまして、10番をお願いいたします。

○18番（後藤雄一君） 農業委員18番、後藤です。10番の案件について御説明いたします。

譲渡人は労力不足、譲受人は経営の拡張、農地は、譲受人の家の真横にある田んぼです。何の問題もないと思ひます。

御審議のほどよろしくお願ひします。以上です。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。

3条の申請について、1番から10番、委員の説明が終わりました。皆さんから、御意見や御質問はございませんでしょうか。

（なしの声）

○議長（下川 安君） 御意見、御質問がなければ、採決に移らせていただきます。

議第51号農地法第3条の規定による許可申請10件につきまして、原案どおり許可することに異議のない方は、挙手をよろしく願いいたします。

（全員 挙手）

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。採決の結果、異議なしと認め、議第51号につきましては、許可することに決定いたしました。

次に、議第52号農地法第4条の規定による許可申請についてを議題といたします。件数は4件です。

なお、受付番号1番については、顛末書、3番と4番については、始末書の添付がありますので、委員の説明の前に事務局担当者が読み上げます。

それでは、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局長（西山美和君） 議案4ページをお願いいたします。

議第52号農地法第4条の規定による許可申請について。農地法第4条第1項の規定による下記農地の転用許可申請について意見決定するものとする。令和7年9月5日提出、玉名市農業委員会会長、下川 安。

1番、申請物件が滑石の田、現況宅地175㎡で、転用目的は宅地拡張です。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地で、第2種農地と判断し、ほかに適当な場所がないものと判断しております。

2番、申請物件が滑石の田393㎡外3筆、計2,132㎡で、転用目的は、貸駐車場一時転用です。申請地は、農振農用地区域内にある農地で、3年間の一時的な利用に供するものであり、また、申請地を事業目的に供する必要があると認められる場合において、許可は可能となっております。

3番、申請物件が横島町の田、現況宅地382㎡で、転用目的は宅地拡張です。農地区分は、おおむね10ha以上の一団の農地内に所在する農地で、第1種農地と判断しております。第1種農地は原則不許可になるところですが、既存施設の拡張、拡張面積が既存施設面積の2分の1を超えないものであり、例外的に許可は可能となっております。

4番、申請物件が横島町の畑79㎡外2筆、計1,404㎡で、転用目的は、貸事務所兼作業場です。農地区分は、玉名市役所支所からおおむね500m以内の区域にある農地で、第2種農地と判断し、ほかに適当な場所がないものと判断してお

ります。

以上4件、合計4,093㎡につきまして、申請内容を農地転用許可基準全ての項目ごとに適合するか審査した結果、いずれも不都合のないものと判断し、御提案しております。また、9月1日に地元委員同道の上、現地調査も行っております。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（下川 安君） はい、事務局の説明が終わりましたので、1番につきましては顛末書が出ていますので、事務局担当者が読み上げます。

○主事（山口遥大君） — 1番の案件について顛末書朗読 —

○議長（下川 安君） ただいま、1番の顛末書が読み上げられましたので、委員の説明をよろしくお願いたします。それでは、1番をお願いいたします。

○推2番（岡田正治君） 2番推進委員、岡田です。

場所はですね、JA支所の東200mぐらいのところに位置しております。1筆15㎡、こちらはですね、昭和44年から宅地として利用されておりました。しかし、この15㎡は農地ということで、今後不動産として売買する場合、地目を宅地に変えてすることがいいだろうということで、今回申請になったみたいですね。給排水等、また雨水は自然排水、生活雑排水は発生しないということで、何ら問題ないみたいなので、御検討をお願いいたします。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございます。

続きまして、2番をお願いいたします。

○推2番（岡田正治君） 続きまして2番、岡田です。

こちらは、滑石の堤防の方に近く、4筆の2,132㎡、一時転用の再延長ということみたいですね。目的はですね、貸駐車場として、例えば潮干狩り辺りの車が多い場合、その辺の通りに止められたら怖いもので、一時そこをお借りしてトラブルを避けるというようなことで申請されました。給排水及び雨水、また雑排水、汚水などに関しては、何ら問題ないと思われま。

御検討のほどよろしくお願いたします。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございます。

続きまして、3番につきましては、始末書が出ていますので、事務局担当者が読み上げます。

○主事（山口遥大君） — 3番の案件について始末書朗読 —

○議長（下川 安君） 3番の始末書が読み上げられましたので、委員の説明をよろしくお願いたします。

○推14番（島村和久君） 推進委員14番、島村です。農地法第4条、議案番号3番の説明をします。

所在地は、国道501号線にある交差点から入り900mぐらいのところにあります。現在、申請地上には農業用倉庫、カーポートを造っており、また進入のための通路として利用されている状況です。転用目的は宅地拡張、工事完了済みです。全体事業面積は382㎡、農地区分として第1種農地、既存施設の拡張で許可は可能となっております。事業内容は、宅地拡張68.64㎡、経過として10年経過、ほかに農業用倉庫、カーポート、進入路として使用。給排水計画として、給水方法、給水はありません。排水方法は、雨水は倉庫北側に設置しているU字型側溝を経由して東側水路に放流、通路部分は自然浸透、生活雑排水、汚水はなしです。被害防除計画として、隣に農地はないため影響はなしということです。

何ら問題はないと思います。御審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございます。

続きまして、4番につきましては、始末書が出ていますので、事務局担当者が読み上げます。

○主事（山口遥大君） — 4番の案件について始末書朗読 —

○議長（下川 安君） はい、始末書が読み上げられましたので、4番について委員の説明をよろしく願いいたします。

○2番（高田優子君） 農業委員2番、高田です。4番の案件について説明いたします。

転用の申請でありまして、転用面積は3筆の1,404㎡、貸事務所兼作業所として使われるということになっております。給排水計画は、給水はボーリング給水で行うということです。雨水、生活雑排水、汚水、それぞれの処理方法は、生活雑排水や汚水は、合併浄化槽をつけて南側の排水路へ、雨水については、建物の東側の道路側溝へ排出するという事です。被害防除計画ですが、造成中の被害は、もう既に、事務所兼作業場として使用されておりましたので、造成などの工事は行わないということでした。

また、完成後の被害防除対策としましては、被害の発生はないと思いますが、仮に将来において、隣接地に被害を及ぼす恐れや被害を及ぼした場合は、申請者が責任をもって対処するという事でした。

以上、現地調査を行いました。何ら問題ないと思います。御審議のほどよろしく願いいたします。以上です。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございます。

4条の申請4件につきまして、委員の説明が終わりましたけども、皆さんから御意見、御質問はございませんでしょうか。

○8番（本田多美子君） 農業委員8番、本田です。

2番の案件なんですけど、潮干狩りのお客さん用の貸駐車場ということで、一

時転用3年間とありますよね。この一時転用3年間が終わって、またまだしたいということであれば、再度一時転用申請をしてもいいのか、それともこのままずっと転用したいということであれば、転用の申請をすると、そういう両方の申請というのは可能なのでしょうか。

○議長（下川 安君） 事務局の方からよろしくをお願いします。

○会計年度任用職員（瀧石 修君） 事務局の瀧石です。今の質問についてお答えします。

3年間といいますのは、ここは土地が農用地区域内に入っておりまして、農用地区域内の一時転用については、3年間というような決まりがあります。そしてまたそれ以降も、今現在は、3年間たちますと原状回復して農地に戻すという条件になっておりますが、その後もまた、必要があるということであればですね、必要に応じて期間の延長、また改めて再度申請をしていただくという形になります。

○8番（本田多美子君） 一時転用だけでなく、また転用の申請もできますか。

○会計年度任用職員（瀧石 修君） ここはできません。

○8番（本田多美子君） ああできない、やっぱり農用地、、、。

○会計年度任用職員（瀧石 修君） 農用地区域なので、転用はできないということです。

○8番（本田多美子君） じゃあ、一時転用という形で申請してはいけるということ？

○会計年度任用職員（瀧石 修君） そういうことになります。

○8番（本田多美子君） はい、分かりました。

○議長（下川 安君） よろしいですか。ほかにございませんか。

（なしの声）

○議長（下川 安君） ほかになければ、採決に移らせていただきます。

議第52号農地法第4条の規定による許可申請4件につきまして、原案どおり許可することに異議のない方は挙手をよろしく願いいたします。

（全員 挙手）

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございます。採決の結果、異議なしと認め、議第52号については、許可することに決定いたしました。

次に、議第53号農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。件数は7件です。

なお、受付番号6番については始末書の添付がありますので、委員の説明の前に事務局担当者が読み上げます。

それでは、事務局より説明を願います。

○事務局長（西山美和君） 議案6ページをお願いいたします。

議第53号農地法第5条の規定による許可申請について。農地法第5条第1項の規定による下記農地の転用許可申請について意見決定するものとする。令和7年9月5日提出、玉名市農業委員会会長、下川 安。

1番、申請物件が六田の田501㎡で、転用目的は宅地分譲です。農地区分は、都市計画法に規定する用途地域内にある農地で第3種農地と判断しております。

2番、申請物件が六田の田、現況畑194㎡で、転用目的は、個人住宅です。農地区分は、都市計画法に規定する用途地域内にある農地で、第3種農地と判断しております。

3番、申請物件が山田の畑446㎡で、転用目的は、選挙事務所一時転用です。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地で、第2種農地と判断し、ほかに適当な場所がないものと判断しております。

4番、申請物件が大浜町の田546㎡で、転用目的は、貸資材置場、駐車場です。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地で、第2種農地と判断し、ほかに適当な場所がないものと判断しております。

5番、申請物件が伊倉北方の畑1,164㎡で、転用目的は、蓄電設備の設置です。JR九州の駅からおおむね500m以内の区域にある農地で、第2種農地に該当し、ほかに適当な場所がないものと判断しております。

6番、申請物件が岱明町の田、現況宅地75㎡で、転用目的は、宅地拡張です。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地で、第2種農地と判断し、ほかに適当な場所がないものと判断しております。

7番、申請物件が横島町の田254㎡で、転用目的は、個人住宅です。農地区分は、おおむね10ha以上の一団の農地内に所在する農地で、第1種農地と判断しております。第1種農地は原則不許可となるところですが、申請地の周辺において居住する者の日常生活上、または業務上必要な施設で、一緒に接続して設置されるものであり、例外的に許可は可能となっております。

以上7件、合計3,180㎡につきまして、申請内容を農地転用許可基準全ての項目ごとに適合するか審査した結果、いずれも不都合のないものと判断し、御提案しております。

また9月1日、9月2日に地元委員同道の上、現地調査も行っております。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（下川 安君） はい、事務局の説明が終わりましたので、受付番号1番から順に委員の説明をお願いいたします。連続して説明される場合は、続けてお願いいたします。

1番をお願いいたします、1番2番は同じ委員さんです。よろしく申し上げます

○推1番（水本信之君） 推進委員1番、水本です。1番の案件について御説明します。

申請地は、私立高等学校の東側250mぐらいです。転用目的は、宅地分譲2区画、1区画256㎡、2区画は245㎡で、転用面積は501㎡です。個人住宅地として、2区画を造成する。給排水計画、給水は、玉名市公共上水道を利用する。汚水、生活雑排水は、公共下水道に排出、雨水は、自然浸透、被害防除計画、特に被害、迷惑を及ぼすことはないが、万が一被害が生じた場合には、転用者が責任を持って対応するそうです。盛土を50cmするそうです。

現地調査した結果、問題ないと判断します。御審議の方をよろしく申し上げます。続きまして、2番の案件について御説明します。

申請地は、JA農産物直売所の南側80mぐらいです。転用目的は個人住宅、転用面積は194㎡、建築面積は71.21㎡、駐車、旋回スペースは73.95㎡、その他が48.89㎡、給排水計画、給水は、東側道路の埋設上水道から引き込む、生活雑排水は、東側道路埋設下水道管に接続、雨水は、地下浸透柵により処理し、処理しきれない部分に関しては、宅内最終雨水集水柵で集水し、東側と南側道路側溝に放流します。被害防除計画は、土砂の流出を防ぐためブロックで土留めをするそうです。万が一被害が生じた場合には、転用者が自己責任において補償するとともに、万全の防除策を講じます。

現地調査した結果、問題ないと判断します。御審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。

続きまして、3番をお願いいたします。

○3番（村上孝夫君） 農業委員3番、村上です。3番の案件について説明します。

申請地は、地区の公民館そばにあります。転用面積は446㎡、選挙事務所を設置、事務所4坪タイプ2連棟、駐車場5台分です。給排水計画においては、事務所は、会議専用のため上水道の設置は行わない。トイレについては、仮設トイレにて対応します。被害防除対策として、申請者が責任を持って対応するとのことでした。

現地調査した結果、何ら問題ないと思います。御審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。

続きまして、4番をお願いいたします。

○推3番（佐藤浩光君） 推進委員3番の佐藤です。4番の案件について説明します。

申請地は、地区の郵便局より北に約300mの場所です。転用面積は田546㎡です。転用目的は、貸資材置場、駐車場とのことです。譲受人は産業廃棄物の収集、運搬業及び建物の解体工事業を営んでいる会社です。その会社への貸駐車場及

び貸資材置場として、利用を考えているということです。給排水計画は、給水方法については、給水はなし、排水方法は、自然浸透、生活雑排水、汚水はなしとのことです。

9月1日に現地確認し、許可可能と思います。御審議の方をよろしく申し上げます。以上です。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。

続きまして、5番をお願いいたします。

○7番（東 英治君） 農業委員7番、東です。5番の案件について説明します。

申請地は、JR九州の駅より500m北にある1,164㎡の畑です。現在、第2種農地で、農用区域外です。転用目的は、蓄電設備の設置です。蓄電容量は、2,000kw4台です。土地の選定理由、当該土地は1,164㎡と広く、蓄電設備に適しているため、また申請地周辺にはさほど住宅がないことから、搬入やメンテナンスの際に、周辺地への影響が軽減しやすい。給排水計画は、給水はなし、雨水は原則、自然地下浸透、過剰越流水に備え、北側及び南側に既存側溝を使用し、南西側にU字溝を設置する。生活雑排水、汚水はなく、被害防除計画は、周辺を土留めし、隣接地への土砂の流出を防止する。万が一、周辺に被害を及ぼした場合は、申請者が対応するとのことです。

以上、現地調査した結果、特に問題ないと思います。御審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。

続きまして、6番につきましては、始末書が出ていますので、事務局担当者が読み上げます。

○主事（山口遥大君） — 6番の案件について始末書朗読 —

○議長（下川 安君） はい、今、6番の始末書が読み上げられましたので、6番について、委員の説明をよろしくをお願いいたします。

○14番（宮永義一君） 農業委員14番、宮永です。6番の案件について説明いたします。

事務局の説明どおりですね、譲渡人が農業用倉庫を計画して測量したところが、隣の宅地が農用地区にかかっているところが判明しました。譲受人は、今後もこの土地で暮らしていきたいので、譲渡人にこのままの状態での譲渡をしてもらいたいと相談したところ、快諾ができました。そして、給水はなしで、生活雑排水は発生しません。雨水は、敷地浸透というところです。

現地調査した結果、何も問題ありません。審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。

続きまして、受付番号7番についてお願いします。

○推14番（島村和久君） 推進委員14番、島村です。議案番号7番の説明をします。

転用目的は個人住宅です。農地転用面積、全体事業面積は254㎡、農地区分としては第1種農地ですが、集落接続で許可は可能となっております。事業内容としましては、個人住宅78.66㎡、給排水計画としまして、給水方法は、井戸水を使用、排水方法は、雨水は、西側の側溝に雨水枡を經由して集水枡より排水、生活雑排水は、隣地の既存下水道管に接続して排水されます。被害防除計画としましては、隣接地に農地はないため、影響はないと思いました。

現地調査の結果、問題なく許可相当と思います。審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございます。

5条申請について、委員の説明が終わりましたけれども、皆さんの方から御意見、御質問等ございませんでしょうか。

○12番（植田勝登君） はい、1ついいですか。6ページの3番の問題ですけど、この選挙事務所を造るのに2カ月間だけ借りるといような、そういうこともやっぱり必要なんですかね。どうなんですか。例えば、さっきのは3年間だったかな、1カ月でも、作物は2カ月ぐらいできんとじゃなかですか。どうなんですかねその辺のところ、許可は私は必要じゃないと思うんだけど、そのままにすると罰金かなんか取らるっとですかね。

○会計年度任用職員（瀧石 修君） 事務局の瀧石です。御質問について、的確かどうか分かりませんが、お答えをいたします。

農地転用は、要するに、農地以外のものにする場合は、許可は必要だということで、その転用の時期について、ほんの数日とか、1日とか2日であれば、許可は要らないという通知は出ております。それ以外については、許可は必要だということでございます。

○12番（植田勝登君） たった1カ月でも必要ですか。

○会計年度任用職員（瀧石 修君） はい。

○12番（植田勝登君） そのまましとけば、どうなる訳ですかね。もう終わりましたというて、また報告かなんか出さなん訳ですか。

○会計年度任用職員（瀧石 修君） 終わったら、一時転用なので条件が付いておりまして、農地に復元するという条件を付けて許可をしております。

○12番（植田勝登君） また、出す訳ですね。

○会計年度任用職員（瀧石 修君） はい。

○12番（植田勝登君） はい、勉強になりました。ありがとうございます。

○議長（下川 安君） ほかにございませんか。

○推1番（水本信之君） 5番の蓄電設備でどのようなやつですか、太陽光とまた違う訳ですか。

○会計年度任用職員（瀧石 修君） 事務局の瀧石です。5番の事案について、補足的に説明いたします。

蓄電施設でありまして、太陽光発電施設とは直接関係がなく、既存の九電の電線から蓄電しましてですね、蓄電するのは電気が安い時間、夜とか、そういう時に蓄電してですね、それを高い時間に売るということで差益を得ると、それで事業が成り立つというようなことでございます。

また、発電能力が過剰な時にも買い取って、足りない時辺りに売電をするというシステムになっておりまして、ここは太陽光発電の施設は建設されておりません。蓄電施設のみでございます。

○議長（下川 安君） よろしいですか。ほかにございませんか。

（なしの声）

○議長（下川 安君） ほかになければ採決に移ります。

議第53号農地法第5条の規定による許可申請7件につきまして、原案どおり許可することに異議のない方は、挙手をよろしく願います。

（全員 挙手）

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございます。議第53号農地法第5条の規定による許可申請については、許可することに決定いたしました。

次に、議第54号農用地利用集積等促進計画の意見決定についてを議題といたします。件数は19件です。

それでは、事務局より説明をよろしく願います。

○事務局長（西山美和君） 議案8ページをお願いします。

議第54号農用地利用集積等促進計画の意見決定について。農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画に対する意見について、次のとおり決定する。令和7年9月5日提出、玉名市農業委員会会長、下川 安。

9ページの総括表、10ページの総括表のうち期間借地、11ページから12ページの集計表のとおり玉名市長より意見を求められております。

今回は所有権移転が5件、9,631㎡、利用権設定が14件、35,329㎡、合計19件、44,960㎡の集積で、いずれも農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の各要件を満たしているものと判断し、御提案しております。

よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（下川 安君） はい、事務局の説明が終わりましたけれども、皆さんの方から御意見、御質問ございませんでしょうか。

（なしの声）

○議長（下川 安君） なければ、採決に移らせていただきます。

議第54号農用地利用集積等促進計画の意見決定19件について、原案どおり意見決定することに異議のない方は、挙手をよろしくお願いいたします。

（全員 挙手）

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございます。採決の結果、異議なしと認め、議第54号については、原案どおり意見決定いたしました。

次に、議第55号農用地利用集積等促進計画（配分）の意見決定についてを議題といたします。件数は14件です。

それでは、事務局より説明をよろしくお願いします。

○事務局長（西山美和君） 議案13ページをお願いいたします。

議第55号農用地利用集積等促進計画（配分）の意見決定について。農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画に対する意見について、次のとおり決定する。令和7年9月5日提出、玉名市農業委員会会長、下川 安。

14ページから15ページの集計表のとおり、玉名市長より意見を求められております。今回の配分は14件で、いずれも農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の各要件を満たしているものと判断し、御提案しております。

よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（下川 安君） はい、事務局の説明が終わりました。皆さんから、御意見、御質問はございませんでしょうか。

（なしの声）

○議長（下川 安君） なければ、採決に移らせていただきます。

議第55号農用地利用集積等促進計画（配分）の意見決定14件につきまして、原案どおり意見決定することに異議のない方は、挙手をよろしくお願いいたします。

（全員 挙手）

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございます。採決の結果、異議なしと認め、議第55号については、原案どおり意見決定いたしました。

続いて、議第56号農用地利用集積等促進計画（買入協議）の意見決定についてを議題といたします。件数は1件です。

それでは、事務局より説明をお願いします。

○事務局長（西山美和君） 議案16ページをお願いいたします。

議第56号農用地利用集積等促進計画（買入協議）の意見決定について。農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第11条第2項及び農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画に対する意見について、次のとおり決定する。令和7年9月5日提出、玉名市農業委員会会長、下川 安。

今回8月15日付けで農用地所有者との間で買入協議の成立した旨の通知があった、17ページの農用地利用集積等促進計画1件について、農地中間管理機構による所有権の取得が適当か否か、公益社団法人熊本県農業公社理事長より意見を求められております。

よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（下川 安君） 事務局の説明が終わりましたが、皆さんから、御意見、御質問ございませんでしょうか。

（なしの声）

○議長（下川 安君） 御意見、御質問がなければ、採決に移らせていただきます。

議第56号農用地利用集積等促進計画（買入協議）の意見決定1件につきまして、原案どおり意見決定することに異議のない方は、挙手をよろしくお願いいたします。

（全員 挙手）

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。採決の結果、異議なしと認め、議第56号については、原案どおり意見決定いたしました。

-----○-----

5. 報 告

○議長（下川 安君） 続きまして、報告に移ります。

報告第22号農地の賃貸借及び使用貸借解約通知書についての21件を事務局より報告いたします。

○事務局長（西山美和君） 18ページをお願いいたします。

報告第22号農地の賃貸借及び使用貸借解約通知書について。農地法第18条第6項の規定による合意解約及び農地使用貸借解約が成立した旨の通知を受理したので報告いたします。令和7年9月5日提出、玉名市農業委員会会長、下川 安。

今回18ページから22ページまでの21件、合計56,078㎡の解約通知を受理しております。

以上、報告を終わります。

-----○-----

6. 閉 会

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。

これで本日予定の議案の審議それから報告が終わりましたので、これをもちまして令和7年第10回農業委員会総会を閉会させていただきます。

-----○-----

閉 会 午後3時23分

以上のとおり、会議の次第を記載し、その相違ないことを証するためここに署名捺印する。

令和7年9月5日

玉名市農業委員会会長 下川 安

農 業 委 員 上土井 幸治

農 業 委 員 古田 知明